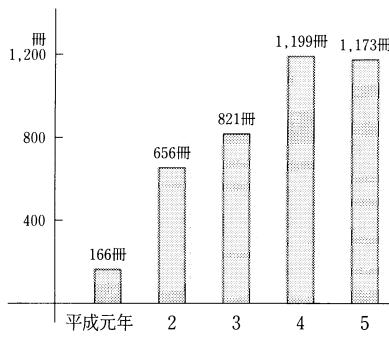


図書館コーナー

県立図書館の利用法あれこれ

表1 遠隔地返却図書冊数の推移



生涯学習時代の到来と言われる中、その機能を担う施設の一つとして県立図書館に寄せられる期待は年々高まっています。実際、利用者は県内各地域において、増加の一途を辿っています。要求される情報・資料を迅速・適確に提供するのが県立図書館の使命です。一人でも多くの人々が資料を利用できるよういろいろの制度を設けて、便宜を図っています。今回は図書館の利用あれこれについてご紹介しましょう。

▲予約制度について

現在貸出し中の資料を利用したいときは、予約申込みの手続により、返却され次第利用が可能となります。

また県立図書館に未所蔵の資料については、現在入手が可能であれば、購

入により、或いは相互貸借により提供することができます。

▲遠隔地返却について

遠方にお住まいの場合、直接来館によって貸出しを受けた資料を、最寄りの市町村立図書館に返却できる制度です。これにより県内各地からの利用が着実に伸びています。(表1)

▲調査相談について

県立図書館の重要な業務の一つに調査相談があります。これは、「○○○について書かれている本を探している。」「△△△に関する統計が知りたい。」といった問い合わせに対し必要な資料の紹介・提供を行うものです。利用者の皆さんと資料を結びつける手助けをする、といったらよいでしょうか。(表2)

日常のちょっとした疑問から、仕事上または研究のための問い合わせまで、調査相談は年々増加しており、その内容も多種多様なものになっています。県立図書館では、「社会科学」「自然科学」「人文学科」「逐次刊行物」「郷土資料」「児童室」の六つの窓口を設けて対応して

います。お気軽にご相談下さい。文書、電話等でも受付けております。

▲相互協力制度について

図書館利用が増えるにつれ求める資料も多岐にわたってきます。一つの館で対応するることは困難を極め、他の図書館との相互協力(資料の貸借)が必要となっています。県内においては、市町村立図書館、公民館図書室、学校図書館等の間に相互協力体制を整え、県立図書館が相互協力で貸出しする冊数も年々増えてきています。また、求める資料が県内にない場合、国立国会図書館をはじめ、他の都道府県立図書館との相互協力で対応でき、資料提供が可能となります。

▲福島県内大学図書館間

一般社会人が研究のため大学図書館を利用する制度です。これは、県内の大学図書館を地域に開放することを目的に発足したもので、現在十一の大学図書館、県立図書館、十の公立図書館が加盟しています。利用は、県立図書館および公立図書館で発行する「共通利用証」を各大学図書館へ提示することによって可能となります。

以上図書館の利用について概略を説明しましたが、不明な点、詳細についてお知りになりたいことがありましたら、県立図書館までお問い合わせ下さい。